

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	5 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について		
提案市	松本市		
提案要旨	加齢性難聴者が生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことによって、健康寿命の延伸を図るため、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要望する。		
提案理由	加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になっている。また、十分なエビデンスは獲得されていないものの、加齢性難聴が認知症の危険因子の一つであるとの指摘もされているところである。生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるためには補聴器の普及が考えられるが、補聴器は価格が高額なものもあるため、購入にあたって特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。		
現況及び課題等	加齢性難聴により身体障害者手帳が交付された方については、必要と認められる場合に、日常生活の能率の向上を図ることなどを目的として、補装具費の支給を受けることができるが、身体障害者手帳の対象とならない方については、現在のところ、補聴器の購入にあたっての助成制度はない。 長野県議会及び松本市議会において「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」が採択され、国に対して公的補助制度を創設するよう要請されており、国においては、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究も行われている。 緊縮財政の折から、市単独の財源で補助事業を実施することは困難な状況である。		
関係法令	・ 身体障害者福祉法 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		